

公表用

令和7年2月

狛江市議会第1回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 議案第1号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第7号）	-5-
2 議案第2号 令和6年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	-29-
3 議案第3号 令和7年度狛江市一般会計予算	-37-
4 議案第4号 令和7年度狛江市国民健康保険特別会計予算	-38-
5 議案第5号 令和7年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算	-39-
6 議案第6号 令和7年度狛江市介護保険特別会計予算	-40-
7 議案第7号 令和7年度狛江市駐車場事業特別会計予算	-41-
8 議案第8号 令和7年度狛江市下水道事業会計予算	-42-
9 議案第9号 狛江市災害対策本部条例の一部を改正する条例	-43-
10 議案第10号 狛江市消防団条例の一部を改正する条例	-46-

- | | | | |
|----|--------|--|------|
| 11 | 議案第11号 | 狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例 | -48- |
| 12 | 議案第12号 | 狛江市長等の給料等及び旅費に関する条例並びに狛江市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 | -53- |
| 13 | 議案第13号 | 狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | -55- |
| 14 | 議案第14号 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | -57- |
| 15 | 議案第15号 | 狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 | -72- |
| 16 | 議案第16号 | 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | -73- |
| 17 | 議案第17号 | 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | -78- |
| 18 | 議案第18号 | 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | -80- |
| 19 | 議案第19号 | 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | -81- |
| 20 | 議案第20号 | 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | -84- |
| 21 | 議案第21号 | 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | -87- |

22	議案第22号	狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-91-
23	議案第23号	狛江市緑の保全に関する条例の一部を改正する条例	-96-
24	議案第24号	狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例	-99-
25	議案第25号	狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例	-100-
26	議案第26号	狛江市文化財保護条例	-101-
27	議案第27号	狛江市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	-111-
28	議案第28号	狛江市立公民館条例の一部を改正する条例	-113-
29	議案第29号	図書館書架等製作家具の購入（市民センター初度備品）契約について	-120-
30	同意第1号	狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-121-

議案第 1 号

令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第1号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第7号)

令和6年度狛江市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度狛江市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,444,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,289,908千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第四表 繰越明許費」による。

令和7年2月19日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 市 税		13,051,510	180,000	13,231,510
	1. 市 民 税	7,053,128	180,000	7,233,128
4. 配 当 割 交 付 金		161,345	67,000	228,345
	1. 配 当 割 交 付 金	161,345	67,000	228,345
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		166,749	148,000	314,749
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	166,749	148,000	314,749
11. 地 方 交 付 税		2,812,592	370,502	3,183,094
	1. 地 方 交 付 税	2,812,592	370,502	3,183,094
15. 国 庫 支 出 金		6,907,258	291,314	7,198,572
	1. 国 庫 負 担 金	5,037,092	221,237	5,258,329
	2. 国 庫 補 助 金	1,846,127	70,077	1,916,204
16. 都 支 出 金		6,152,111	24,270	6,176,381
	1. 都 負 担 金	1,825,752	17,470	1,843,222
	2. 都 補 助 金	4,047,539	6,800	4,054,339
18. 寄 附 金		16,354	1,000	17,354
	1. 寄 附 金	16,354	1,000	17,354
21. 諸 収 入		671,647	16,693	688,340
	3. 受 託 事 業 収 入	53,839	101	53,940
	5. 雑 収 入	607,208	16,592	623,800
22. 市 債		814,100	345,800	1,159,900
	1. 市 債	814,100	345,800	1,159,900
歳 入	合 計	36,845,329	1,444,579	38,289,908

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		4,878,814	208,427	5,087,241
	1. 総務管理費	4,113,776	200,000	4,313,776
	3. 戸籍住民基本台帳費	249,873	8,427	258,300
3. 民生費		18,708,767	288,630	18,997,397
	1. 社会福祉費	7,401,879	2,600	7,404,479
	2. 児童福祉費	8,715,493	157,561	8,873,054
	3. 生活保護費	2,591,395	128,469	2,719,864
8. 土木費		2,608,342	31,800	2,640,142
	4. 都市計画費	1,966,295	31,800	1,998,095
10. 教育費		4,104,781	629,251	4,734,032
	2. 小学校費	1,031,188	312,874	1,344,062
	4. 幼児教育費	476,887	4,177	481,064
	6. 保健体育費	197,655	312,200	509,855
12. 諸支出金		303,263	286,471	589,734
	1. 基金費	303,263	286,471	589,734
歳出	合計	36,845,329	1,444,579	38,289,908

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
給 気 フ ァ ン 更 新 業 務			令和7年度	4,048千円
市 民 総 合 体 育 館 大 規 模 改 修 事 業			令和7年度から 令和8年度まで	1,444,117千円

第三表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業債	千円 23,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	庁舎整備事業債	千円 23,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
谷戸橋地区センター 整備事業債	39,000				谷戸橋地区センター 整備事業債	39,000			
猪方学童保育所 整備事業債	45,200				猪方学童保育所 整備事業債	45,200			
(仮称)和泉小学校 学童クラブ整備事業債	37,200				(仮称)和泉小学校 学童クラブ整備事業債	37,200			
道路整備事業債	56,500				道路整備事業債	56,500			
狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	35,100				狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	35,100			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	33,700				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	33,700			
(仮称)駒井公園 整備事業債	204,800				(仮称)駒井公園 整備事業債	204,800			
公園遊具整備事業債	15,700				公園遊具整備事業債	15,700			
消防団施設整備事業債	5,700				消防団施設整備事業債	5,700			
防災行政無線 整備事業債	2,800				防災行政無線 整備事業債	2,800			
河川水位監視カメラ 整備事業債	3,000				河川水位監視カメラ 整備事業債	3,000			

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第五小学校整備事業債		証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 その他については、債権者との協定に基づく条件とする。	第五小学校整備事業債	14,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 その他については、債権者との協定に基づく条件とする。
第六小学校整備事業債	25,000				第六小学校整備事業債	25,000			
和泉小学校整備事業債	18,100				和泉小学校整備事業債	18,100			
緑野小学校空調設備整備事業債					緑野小学校空調設備整備事業債	58,600			
第一中学校整備事業債	27,700				第一中学校整備事業債	27,700			
第四中学校整備事業債	17,200				第四中学校整備事業債	17,200			
緑野小学校放課後子ども教室整備事業債	40,000				緑野小学校放課後子ども教室整備事業債	40,000			
市民センター整備事業債	129,000				市民センター整備事業債	129,000			
新図書館整備事業債	6,400				新図書館整備事業債	6,400			
市民総合体育館整備事業債	48,500				市民総合体育館整備事業債	321,600			
計	814,100					計			

第四表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	低所得者支援及び定額減税補足給付金	85,920千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	8,427千円
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金	3,000千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	狛江駅周辺の快適な空間づくり事業	10,703千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (岩戸北区間)	36,738千円
10. 教育費	2. 小学校費	既存施設改修工事	312,874千円
10. 教育費	6. 保健体育費	市民総合体育館大規模改修事業	312,200千円

狛江市一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,051,510	180,000	13,231,510
4. 配当割交付金	161,345	67,000	228,345
5. 株式等譲渡所得割交付金	166,749	148,000	314,749
11. 地方交付税	2,812,592	370,502	3,183,094
15. 国庫支出金	6,907,258	291,314	7,198,572
16. 都 支 出 金	6,152,111	24,270	6,176,381
18. 寄 附 金	16,354	1,000	17,354
21. 諸 収 入	671,647	16,693	688,340
22. 市 債	814,100	345,800	1,159,900
歳 入 合 計	36,845,329	1,444,579	38,289,908

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	4,878,814	208,427	5,087,241	8,427	0	0	0	200,000
3. 民 生 費	18,708,767	288,630	18,997,397	219,579	16,212	0	101	52,738
8. 土 木 費	2,608,342	31,800	2,640,142	13,600	6,800	0	1,000	10,400
10. 教 育 費	4,104,781	629,251	4,734,032	49,708	1,258	345,800	0	232,485
12. 諸 支 出 金	303,263	286,471	589,734	0	0	0	0	286,471
歳 出 合 計	36,845,329	1,444,579	38,289,908	291,314	24,270	345,800	1,101	782,094

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人	千円 6,750,040	千円 180,000	千円 6,930,040	1. 現年課税分	千円 180,000	千円 2. 所得割
計	7,053,128	180,000	7,233,128			

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 配当割交付金	千円 161,345	千円 67,000	千円 228,345	1. 配当割交付金	千円 67,000	千円 1. 配当割交付金
計	161,345	67,000	228,345			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	千円 166,749	千円 148,000	千円 314,749	1. 株式等譲渡所得割交付金	千円 148,000	千円 1. 株式等譲渡所得割交付金
計	166,749	148,000	314,749			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 2,812,592	千円 370,502	千円 3,183,094	1. 地方交付税	千円 370,502	千円 1. 普通交付税
計	2,812,592	370,502	3,183,094			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 5,019,667	千円 219,579	千円 5,239,246	5. 児童福祉費 負担金	千円 123,227	1. 子どものための教育・保育給付交付金
				6. 生活保護費 負担金	96,352	1. 生活保護費負担金
3. 教育費 国庫負担金	14,224	1,658	15,882	1. 幼児教育費 負担金	1,658	1. 子どものための教育・保育給付交付金
計	5,037,092	221,237	5,258,329			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 1,048,674	千円 8,427	千円 1,057,101	1. 総務管理費 補助金	千円 8,427	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
4. 土木費 国庫補助金	219,955	13,600	233,555	1. 道路橋りょう費 補助金	13,600	1. 社会資本整備総合交付金(防災・安全事業)
5. 教育費 国庫補助金	7,580	48,050	55,630	1. 学校教育費 補助金	37,305	7. 学校施設環境改善交付金
				2. 社会教育費 補助金	10,745	2. 学校施設環境改善交付金
計	1,846,127	70,077	1,916,204			

(款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費都負担金	千円 1,810,944	千円 16,212	千円 1,827,156	5. 児童福祉費 負担金	千円 16,212	1. 子どものための教育・保育給付交付金
3. 教育費都負担金	13,597	1,258	14,855	2. 幼児教育費 負担金	1,258	1. 子どものための教育・保育給付交付金
計	1,825,752	17,470	1,843,222			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 土木費都補助金	千円 224,938	千円 6,800	千円 231,738	1. 道路橋りょう費 補助金	千円 6,800	3. 市町村土木補助金(街路) 千円
計	4,047,539	6,800	4,054,339			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 16,353	千円 1,000	千円 17,353	1. 指定寄附金	千円 1,000	2. 緑のまちづくり協力金 千円
計	16,354	1,000	17,354			

(款) 21. 諸収入

(項) 3. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費受託収入	千円 53,839	千円 101	千円 53,940	1. 児童福祉費 受託収入	千円 101	1. 保育所運営費他区市受託収入 千円
計	53,839	101	53,940			

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 607,208	千円 16,592	千円 623,800	5. 雑入	千円 16,592	7. 雑入 千円
計	607,208	16,592	623,800			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
5. 教 育 債	千円 311,900	千円 345,800	千円 657,700	1. 義務教育施設 整備事業債	千円 72,700	5. 第五小学校整備事業債	千円 14,100
				2. 社会教育施設 整備事業債	273,100	6. 緑野小学校空調設備整備事業債	58,600
						3. 市民総合体育館整備事業債	
計	814,100	345,800	1,159,900				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 財産管理費	千円 442,052	千円 200,000	千円 642,052	千円	千円	千円	千円			千円	
							200,000				
							200,000	24. 積立金	200,000	3. 公共施設整備基金費 200,000	
										[財政課] 積立金 200,000 公共施設整備基金積立金	
計	4,113,776	200,000	4,313,776				200,000				

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 249,394	千円 8,427	千円 257,821	千円	千円	千円	千円			千円	
				8,427							
				8,427				1. 報酬	1,871	2. 一般事務費 8,427	
								3. 職員手当等	383	[市民課]	
								11. 役務費	2,736	報酬 1,871	
								1. 通信運搬費	2,736	一般事務補助(時間額)	
								12. 委託料	3,437	職員手当等 383	
										役務費 2,736	
										通信運搬費 (2,736)	
										郵送料	
										委託料 3,437	
										戸籍システム改修委託 819	
										振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託 2,530	
										戸籍システムスキャナー設定委託 88	
計	249,873	8,427	258,300	8,427							

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 老人福祉費	千円 2,616,758	千円 2,600	千円 2,619,358	千円	千円	千円	千円			千円	
							2,600	27. 繰出金	2,600	28. 後期高齢者医療特別会計繰出 2,600	
							2,600			[財政課] 繰出金 葬祭費繰出金 2,600	
計	7,401,879	2,600	7,404,479				2,600				

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	千円 4,134,327	千円 150,561	千円 4,284,888	千円	千円	千円	千円			千円	
				123,227	16,212		11,122				
				123,227	16,212		11,122	18. 負担金、 補助及び 交付金	150,561	10. 保育所等児童運営費 150,561 〔児童育成課〕 負担金、補助及び交付金 市立外保育園児童運営費負 担金 114,077 地域型保育給付負担金 23,938 私立認定こども園運営費負 担金 12,546	
4. 保育園費	942,518	7,000	949,518				101				
							101	10. 需用費	4,000	3. 保育園維持管理費 7,000	
								7. 賄材料費	4,000	〔児童育成課〕 需用費 賄材料費 (4,000)	
								12. 委託料	3,000	給食用材料 委託料 3,000 保育士等派遣業務委託	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
計	千円 8,715,493	千円 157,561	千円 8,873,054	千円 123,227	千円 16,212	千円	千円 101	千円 18,021		千円	

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 扶助費	千円 2,379,848	千円 128,469	千円 2,508,317	千円 96,352	千円	千円	千円	千円 32,117		千円	
				96,352				32,117	19. 扶助費	128,469	1. 生活保護費 128,469
											[福祉相談課] 扶助費 128,469
計	2,591,395	128,469	2,719,864	96,352				32,117			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 501,996	千円 2,200	千円 504,196	千円	千円	千円	千円	千円 2,200		千円	
								2,200	18. 負担金、 補助及び 交付金	2,200	10. 次世代交通関係費 2,200
											[道路交通課] 負担金、補助及び交付金 2,200 自動運転試乗会実施負担金
3. 街路事業費	363,107	28,600	391,707	13,600	6,800			8,200			2. 調布都市計画道路3・4・1 6号線整備費(岩戸北区間) 28,600
				13,600	6,800			8,200	16. 公有財産 購入費	28,600	[整備課] 公有財産購入費 28,600 用地取得
4. 公園緑地費	608,445	1,000	609,445				1,000				

							1,000		24. 積立金	1,000	7. 緑化基金費	1,000
											[財政課] 積立金	1,000
											緑化基金積立金	
計	1,966,295	31,800	1,998,095	13,600	6,800		1,000	10,400				

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
6. 学校建設費	千円 56,980	千円 312,874	千円 369,854	千円 37,305	千円 37,305	千円 72,700	千円 72,700	千円 202,869	千円 202,869			
									12. 委託料	13,839	1. 既存施設改修工事	312,874
									14. 工事請負費	299,035	[施設課] 委託料	13,839
											第五小学校改修工事監理業務委託	4,362
											緑野小学校空調設備整備工事監理業務委託	9,477
											工事請負費	299,035
											第五小学校改修工事	80,850
											緑野小学校空調設備整備工事	218,185
計	1,031,188	312,874	1,344,062	37,305		72,700		202,869				

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 幼児教育振興費	千円 476,887	千円 4,177	千円 481,064	千円 1,658	千円 1,258	千円 1,258	千円 1,258	千円 1,261	千円 1,261			
									18. 負担金、補助及び交付金	4,177	3. 私立認定こども園等運営費	4,177
											[児童育成課] 負担金、補助及び交付金	4,177

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼児教育費

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	私立認定こども園等運営費負担金	
計	476,887	4,177	481,064	1,658	1,258		1,261				

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	千円 184,558	千円 312,200	千円 496,758	千円 10,745	千円	千円 273,100	千円 28,355		千円	3. 市民総合体育館大規模改修事業	
				10,745		273,100	28,355	12. 委託料	12,200	312,200	
								14. 工事請負費	300,000		
										〔施設課〕 委託料 12,200 市民総合体育館大規模改修 工事監理業務委託 工事請負費 300,000 市民総合体育館大規模改修 工事	
計	197,655	312,200	509,855	10,745		273,100	28,355				

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金費	千円 303,261	千円 174,778	千円 478,039	千円	千円	千円	千円 174,778		千円	1. 財政調整基金費	
							174,778	24. 積立金	174,778	174,778	
										〔財政課〕 積立金 174,778 財政調整基金積立金	
2. 減債基金費	2	111,693	111,695				111,693				

								111,693	24. 積立金	111,693	1. 減債基金費	111,693
											[財政課] 積立金	111,693
											減債基金積立金	
計	303,263	286,471	589,734					286,471				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(9) 【558】 451	866,675	1,810,539	1,550,091	4,227,305	694,186	4,921,491
補正前	(9) 【557】 451	864,804	1,810,539	1,549,708	4,225,051	694,186	4,919,237
比 較	(0) 【1】 0	1,871	0	383	2,254	0	2,254

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員 期末勤勉手当	備 考
補正後	305,856	33,418	62,967	8,070	98,655	841,954	207	41,516	27,000	130,448	
補正前	305,856	33,418	62,967	8,070	98,655	841,954	207	41,516	27,000	130,065	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	1,871	その他の増減分		1,871	その他の増加分 1,871
給 料	0	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分 0
職員手当	383	制度改定に伴う増減分		0	制度改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		383	その他の増加分 383

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
給 気 フ ァ ン 更 新 業 務	千円 4,048		千円	令和7年度まで	千円 4,048	千円	千円	千円	千円 4,048
市民総合体育館大規模改修事業	千円 1,444,117		千円	令和8年度まで	千円 1,444,117	千円	千円 1,000,000	千円 200,000	千円 244,117

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,069,882	千円 7,888,261	千円 867,700	千円 655,173	千円 8,100,788
(1) 総務債	488,026	452,805	23,500	35,406	440,899
(2) 民生債	1,816,641	1,725,136	121,400	91,745	1,754,791
(3) 衛生債	402,821	374,312		30,306	344,006
(4) 土木債	1,426,482	1,452,506	369,500	135,488	1,686,518
(5) 消防債	251,418	222,731	11,500	28,706	205,525
(6) 教育債	3,684,494	3,660,771	341,800	333,522	3,669,049
2. 減税補てん債	91,723	54,745		25,798	28,947
3. 臨時財政対策債	9,613,272	8,796,523		818,527	7,977,996
4. 減収補てん債	31,011	31,011		1,816	29,195
合 計	17,805,888	16,770,540	867,700	1,501,314	16,136,926

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。
 ※当該年度中起債見込額には、翌年度への繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含まない。

議案第 2 号

令和 6 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

令和6年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和6年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,481,424千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 繰入金		1,171,196	2,600	1,173,796
	1. 他会計繰入金	1,171,196	2,600	1,173,796
歳入	合 計	2,478,824	2,600	2,481,424

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		51,521	2,600	54,121
	1. 総務管理費	49,932	2,600	52,532
歳出	合 計	2,478,824	2,600	2,481,424

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	1,171,196	2,600	1,173,796
歳入合計	2,478,824	2,600	2,481,424

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	51,521	2,600	54,121	0	0	0	0	2,600
歳出合計	2,478,824	2,600	2,481,424	0	0	0	0	2,600

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,171,196	千円 2,600	千円 1,173,796	6. 葬祭費繰入金	千円 2,600	2. その他繰入金 千円
計	1,171,196	2,600	1,173,796			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 一般管理費	千円 49,932	千円 2,600	千円 52,532	千円	千円	千円	千円 2,600	千円			千円	
							2,600		18. 負担金、 補助及び 交付金	2,600	2. 葬祭費の支給 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 葬祭費	2,600
計	49,932	2,600	52,532				2,600					

議案第 3 号

令和 7 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 4 号

令和 7 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 5 号

令和 7 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 6 号

令和 7 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 7 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 8 号

令和 7 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定による。

議案第 9 号

狛江市災害対策本部条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市災害対策本部条例の一部を改正する条例

狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(本部の構成)</u></p> <p>第 2 条 本部は、次に掲げる者により構成する。</p> <p><u>(1) 本部長</u></p> <p><u>(2) 副本部長</u></p> <p><u>(3) 本部員</u></p>	
<p><u>(本部の組織)</u></p> <p>第 3 条 本部に<u>本部事務局及び災害対策各部（以下「部」とい</u></p>	<p><u>(本部の組織)</u></p> <p>第 2 条 本部に<u>本部長室及び部</u>を置く。</p>
<p><u>う。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>本部事務局及び部の所掌事務等については、規則で定める。</u></p>	<p>2 <u>本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(職務)</u></p> <p>第 4 条 <u>本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督</u></p>	<p><u>(職務)</u></p> <p>第 3 条 <u>災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の</u></p>
<p><u>する。</u></p> <p>2 <u>副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはそ</u></p>	<p><u>事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。</u></p> <p>2 <u>災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長</u></p>

改正後	改正前
<p>の職務を代理する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務等に 従事する。</p> <p><u>(本部の所掌事務)</u></p> <p>第5条 本部は、会議において、次に掲げる事項に関する基本方針を審議策定する。</p> <p><u>(1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。</u></p> <p><u>(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p><u>(3) 避難情報の発令に関すること。</u></p> <p><u>(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。</u></p> <p><u>(5) 激甚災害の指定に関すること。</u></p> <p><u>(6) 東京都及び他区市町村との相互応援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。</u></p> <p><u>(8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</u></p> <p><u>(9) 規則で定める部長会議の招集に関すること。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務に従事する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 (略)</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市災害対策本部の組織を改めることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 10 号

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

狛江市消防団条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第10条関係）			別表第1（第10条関係）		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
団長	月額	<u>34,500円</u>	団長	月額	<u>33,600円</u>
副団長	月額	<u>24,600円</u>	副団長	月額	<u>24,100円</u>
分団長	月額	<u>16,800円</u>	分団長	月額	<u>16,500円</u>
副分団長	月額	<u>11,900円</u>	副分団長	月額	<u>11,600円</u>
部長	月額	<u>9,700円</u>	部長	月額	<u>9,400円</u>
班長	月額	<u>8,900円</u>	班長	月額	<u>8,600円</u>
団員	月額	<u>8,400円</u>	団員	月額	<u>8,200円</u>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市消防委員会の答申による狛江市消防団員の月額報酬額改定に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 11 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) <u>扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族としての子をいう。以下同じ。）</u> 13,000円</p> <p>(2) <u>扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。）</u> 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円）</p>	<p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) <u>扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。）</u> 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 3,000円）</p> <p>(2) <u>扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）</u> 9,000円</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日</p>	<p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日</p>

改正後	改正前
<p>が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものが行(1)4級職員となった場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものが行(1)4級職員となった場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 <u>管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分</u></p>	<p>第14条の4 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の<u>午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 <u>管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、部長(部長待遇を含む。)</u>にあつては12,000円、<u>理事(理事待遇を含む。)</u>にあつては11,000円、<u>課長(課長待遇を含む。)</u>及び<u>主幹</u>にあつては10,000円、<u>課長補佐(課長補佐待遇を含む。)</u>及び<u>副主幹</u>にあつては8,000円とする。ただし、6時間以上勤務した場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>
<p>に依じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000</p>	<p>る。</p>

改正後	改正前
<p><u>円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした管理職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p><u>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</u></p>	

付 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の狛江市職員の給料等に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「
 - (5) 心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者
 」とあるのは、「
 - (5) 心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者
 - (6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）
 」とし、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」、とし、「(2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円）」とあるのは、「
 - (2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円)
 - (3) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級以下であるものの扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第6号に掲げる者をいう。） 3,000円

」とする。

提案理由

扶養手当の見直し等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 12 号

狛江市長等の給料等及び旅費に関する条例並びに狛江市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市長等の給料等及び旅費に関する条例並びに狛江市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市長等の給料等及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市長等の給料等及び旅費に関する条例(昭和34年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
職名	区分	給料額	職名	区分	給料額
市長	月額	920,000円	市長	月額	898,000円
副市長	月額	793,000円	副市長	月額	774,000円

(狛江市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和37年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第 2 条 教育長の給料は、月額 <u>739,000円</u> とする。	(給料) 第 2 条 教育長の給料は、月額 <u>721,000円</u> とする。
(その他の給与) 第 4 条 教育長に対し前 2 条の規定による給料及び旅費のほか、	(その他の給与) 第 4 条 教育長に対し前 2 条の規定による給料及び旅費のほか、

改正後	改正前
期末手当及び通勤手当を支給する。 2 (略) 3 第1項の通勤手当の額は、一般職の職員の例による。	期末手当を支給する。 2 (略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市特別職報酬等審議会の答申による市長等の給料月額引き上げ等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 13 号

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
議長	月額	<u>560,000円</u>	議長	月額	<u>547,000円</u>
副議長	月額	<u>501,000円</u>	副議長	月額	<u>489,000円</u>
常任委員長	月額	<u>484,000円</u>	常任委員長	月額	<u>473,000円</u>
議会運営委員長	月額	<u>484,000円</u>	議会運営委員長	月額	<u>473,000円</u>
特別委員長	月額	<u>484,000円</u>	特別委員長	月額	<u>473,000円</u>
議員	月額	<u>476,000円</u>	議員	月額	<u>465,000円</u>

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

狛江市特別職報酬等審議会の答申による議員の報酬月額引き上げに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 14 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 日額の報酬の支給方法は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月の<u>21日</u>に支給する。ただし、<u>21日</u>が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>別表第 1 （第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">報酬額表</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>	<p>（報酬の支給方法）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 日額の報酬の支給方法は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月の<u>15日</u>に支給する。ただし、<u>15日</u>が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>別表第 1 （第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">報酬額表</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>

改正後				改正前			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
教育委員会	委員	月額	<u>86,700</u>	教育委員会	委員	月額	<u>84,600</u>
選挙管理委員会	委員長	月額	<u>67,900</u>	選挙管理委員会	委員長	月額	<u>66,200</u>
	委員	月額	<u>50,200</u>		委員	月額	<u>49,000</u>
	補充員	日額	<u>9,400</u>		補充員	日額	<u>9,200</u>
監査委員	識見を有する者	月額	<u>91,800</u>	監査委員	識見を有する者	月額	<u>89,600</u>
	議員	月額	<u>57,600</u>		議員	月額	<u>56,200</u>
農業委員会	会長	月額	<u>50,200</u>	農業委員会	会長	月額	<u>49,000</u>
	委員	月額	<u>37,100</u>		委員	月額	<u>36,200</u>
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	固定資産評価審査委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
青少年委員		月額	<u>12,600</u>	青少年委員		日額	<u>9,200</u>
スポーツ推進委員		月額	<u>15,300</u>	スポーツ推進委員		月額	<u>14,900</u>
福祉事務所嘱託医	一般	月額	<u>81,500</u>	福祉事務所嘱託医	一般	月額	<u>79,500</u>
	精神科	月額	<u>40,800</u>		精神科	月額	<u>39,800</u>

改正後				改正前			
投票管理者		日額	<u>17,100</u> (職務に従事する時間が7時間以内の場合は <u>8,550</u>)	投票管理者		日額	<u>16,700</u> (職務に従事する時間が7時間以内の場合は <u>8,350</u>)
開票管理者及び選挙長		日額	<u>14,700</u>	開票管理者及び選挙長		日額	<u>14,300</u>
投票立会人		日額	<u>15,200</u> (職務に従事する時間が7時間以内の場合は <u>7,600</u>)	投票立会人		日額	<u>14,800</u> (職務に従事する時間が7時間以内の場合は <u>7,400</u>)
開票立会人及び選挙立会人		日額	<u>11,600</u>	開票立会人及び選挙立会人		日額	<u>11,300</u>
社会教育委員会議	委員長	日額	<u>12,600</u>	社会教育委員会議	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
都市計画審議会	会長	日額	<u>12,600</u>	都市計画審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
消防委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	消防委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>

改正後				改正前			
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
国民健康保険運営協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	国民健康保険運営協議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
民生委員推せん会	委員長	日額	<u>12,600</u>	民生委員推せん会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
防災会議	委員・専門委員	日額	<u>9,400</u>	防災会議	委員・専門委員	日額	<u>9,200</u>
国民保護協議会	委員・専門委員・幹事	日額	<u>9,400</u>	国民保護協議会	委員・専門委員・幹事	日額	<u>9,200</u>
安心して安全なまちづくり推進審議会	会長	日額	<u>12,600</u>	安心して安全なまちづくり推進審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
特別職報酬等審議会	会長	日額	<u>12,600</u>	特別職報酬等審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
非常勤職員の公務災害補償等審査会	会長	日額	<u>12,600</u>	非常勤職員の公務災害補償等審査会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
市長の資産等の公開に関する審査会	会長	日額	<u>12,600</u>	市長の資産等の公開に関する審査会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>

改正後				改正前			
総合基本計画審議会	委員長・分科会委員長	日額	<u>12,600</u>	総合基本計画審議会	委員長・分科会委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員・分科会委員	日額	<u>9,400</u>		委員・分科会委員	日額	<u>9,200</u>
市民参加と市民協働に関する審議会	会長・分科会会長	日額	<u>12,600</u>	市民参加と市民協働に関する審議会	会長・分科会会長	日額	<u>12,300</u>
	委員・分科会委員	日額	<u>9,400</u>		委員・分科会委員	日額	<u>9,200</u>
個人情報保護審議会	会長	日額	<u>12,600</u>	個人情報保護審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
行政不服審査会	会長	日額	<u>12,600</u>	行政不服審査会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
市民福祉推進委員会	委員長・小委員会委員長	日額	<u>12,600</u>	市民福祉推進委員会	委員長・小委員会委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員・小委員会委員	日額	<u>9,400</u>		委員・小委員会委員	日額	<u>9,200</u>
障害支援区分判定審査会	医師	日額	<u>23,200</u>	障害支援区分判定審査会	医師	日額	<u>22,600</u>
	委員	日額	<u>18,000</u>		委員	日額	<u>17,600</u>

改正後				改正前			
介護保険推進市民協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	介護保険推進市民協議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
介護認定審査会	医師及び歯科医師	日額	<u>23,200</u>	介護認定審査会	医師及び歯科医師	日額	<u>22,600</u>
	委員	日額	<u>18,000</u>		委員	日額	<u>17,600</u>
子ども・若者・子育て会議	会長・部会長	日額	<u>12,600</u>	子ども・若者・子育て会議	会長・部会長	日額	<u>12,300</u>
	委員・部会員	日額	<u>9,400</u>		委員・部会員	日額	<u>9,200</u>
環境保全審議会	会長・部会長	日額	<u>12,600</u>	環境保全審議会	会長・部会長	日額	<u>12,300</u>
	委員・部会員	日額	<u>9,400</u>		委員・部会員	日額	<u>9,200</u>
ごみ半減推進審議会	会長	日額	<u>12,600</u>	ごみ半減推進審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
自転車等駐車対策協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	自転車等駐車対策協議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
まちづくり委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	まちづくり委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
空家等対策推進協議	会長	日額	<u>12,600</u>	空家等対策推進協議	会長	日額	<u>12,300</u>

改正後				改正前			
会	委員	日額	<u>9,400</u>	会	委員	日額	<u>9,200</u>
文化財保護審議会	会長	日額	12,600	文化財専門委員		日額	9,200
	委員	日額	<u>9,400</u>	公民館運営審議会	委員長	日額	<u>12,300</u>
公民館運営審議会	委員長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	図書館協議会	委員長	日額	<u>12,300</u>
図書館協議会	委員長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	スポーツ推進審議会	会長	日額	<u>12,300</u>
スポーツ推進審議会	会長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	予防接種健康被害調査委員会委員	狛江市医師会 会員及び保健 所職員	日額	<u>9,200</u>
予防接種健康被害調査委員会委員	狛江市医師会 会員及び保健 所職員	日額	<u>9,400</u>			専門医師及び 学識経験者	日額
	委員	日額	<u>34,400</u>	災害医療コーディネーター	災害医療・薬 事コ ー デ ィ ネ ー タ ー 運 営 委	日額	<u>12,300</u>
災害医療コーディネーター	災害医療・薬 事コ ー デ ィ ネ ー タ ー	日額	<u>12,600</u>				

改正後			改正前		
	運営委員会1日当たりの額			員会1日当たりの額	
	医療救護活動1日当たりの額	23,200		医療救護活動1日当たりの額	23,200
	医療救護活動で1日に3時間を超えた場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当た	7,640		医療救護活動で1日に3時間を超えた場合にあつては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	7,640

改正後			改正前		
	りの額			合同訓練等参加1日当たりの額	19,400
	合同訓練等参加1日当たりの額	19,400			
	合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合には、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	6,420		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合には、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	6,420
			災害薬事コーディネーター	災害医	<u>12,300</u>

改正後			改正前		
災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	12,600		療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	
	医療救護活動又は薬事活動1日当たりの額	16,800		医療救護活動又は薬事活動1日当たりの額	16,800
	医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合に	5,500		医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合に	5,500

改正後			改正前		
	つては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額			は、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	
	合同訓練等参加1日当たりの額	14,200		合同訓練等参加1日当たりの額	14,200
	合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、	4,550		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3	4,550

改正後				改正前			
		その3時間を 超えた時間 に対して 参加1時間 当たりの 額				時間を 超えた 時間に 対して 参加1 時間当 たりの 額	
基本計画推進委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	基本計画推進委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
指定管理者選定委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	指定管理者選定委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
男女共同参画推進委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	男女共同参画推進委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
交通安全対策会議	会長	日額	<u>12,600</u>	交通安全対策会議	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
ハラスメント苦情処理委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	ハラスメント苦情処理委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
				融資あつ旋審査会	会長	日額	<u>12,300</u>

改正後				改正前			
融資あっ旋審査会	会長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	市民公益活動事業補助金交付事業選考会	委員長	日額	<u>12,300</u>
市民公益活動事業補助金交付事業選考会	委員長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	地域包括支援センター運営協議会	委員	日額	<u>9,400</u>	地域包括支援センター運営協議会	会長	日額
会長		日額	<u>12,600</u>	委員		日額	<u>9,200</u>
健康づくり推進協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	健康づくり推進協議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
健康づくり推進協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	教科書選定協議会	会長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
教科書選定協議会	会長	日額	<u>12,600</u>	いじめ問題対策委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
いじめ問題対策委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	市災害弔慰金支給等審査委員会	委員長	日額	<u>12,300</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
市災害弔慰金支給等審査委員会	委員長	日額	<u>12,600</u>	医師	日額	<u>22,600</u>	
	委員	日額	<u>9,400</u>				

改正後				改正前			
	医師	日額	<u>23,200</u>	人権尊重推進会議	会長	日額	<u>12,300</u>
人権尊重推進会議	会長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	(略)			
(略)				地域公共交通会議	会長・分科会 会長	日額	<u>12,300</u>
地域公共交通会議	会長・分科会 会長	日額	<u>12,600</u>		委員・分科会 委員	日額	<u>9,200</u>
	委員・分科会 委員	日額	<u>9,400</u>	地方自治法（昭和22 年法律第67号）第138 条の4第3項の規定 に基づいて設置され た附属機関の委員及 びその他法令の規定 に基づいて設置され た機関の構成員でこ の表中他の各項に該 当しないもの（別に 規定のある場合を除 く。）	会長又は委員 長	日額	<u>12,300</u>
地方自治法（昭和22 年法律第67号）第138 条の4第3項の規定 に基づいて設置され た附属機関の委員及 びその他法令の規定 に基づいて設置され た機関の構成員でこ の表中他の各項に該 当しないもの（別に 規定のある場合を除 く。）	会長又は委員 長	日額	<u>12,600</u>		委員	日額	<u>9,200</u>
	委員	日額	<u>9,400</u>	(略)			
(略)							

改正後	改正前
<p>備考1 この表の職名の欄に規定する委員のうち、<u>狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第1号）第9条第1項の規定による市民委員の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額3,000円とする。</u></p> <p>2 この表の職名の欄に規定する区分が日額の委員のうち、大学教授等の職にある者の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額<u>12,600円</u>とする。ただし、障害支援区分判定審査会、介護認定審査会及び市災害弔慰金支給等審査委員会の委員については、この限りでない。</p> <p>3 日額<u>12,600円</u>を超える報酬額の支給対象となる者が委員長となる場合は、当該報酬額を支給する。</p>	<p>備考1 この表の職名の欄に規定する委員のうち、<u>市民から公募し選考された委員の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額3,000円とする。</u></p> <p>2 この表の職名の欄に規定する区分が日額の委員のうち、大学教授等の職にある者の報酬の額は上記の規定にかかわらず、日額<u>12,300円</u>とする。ただし、障害支援区分判定審査会、介護認定審査会及び市災害弔慰金支給等審査委員会の委員については、この限りでない。</p> <p>3 日額<u>12,300円</u>を超える報酬額の支給対象となる者が委員長となる場合は、当該報酬額を支給する。</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた非常勤特別職職員の報酬額の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 15 号

狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

狛江市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員<u>10人以内</u>をもって組織し、その委員は、狛江市の区域内の公共的団体等の代表等その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員<u>10人</u>をもって組織し、その委員は、狛江市の区域内の公共的団体等の代表等その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。</p> <p>2～4 (略)</p>

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

文言の整理に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 16 号

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)</p> <p>第11条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育する職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)</p> <p>第11条の2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「<u>3歳に満たない子</u>を養育する職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p>
<p>第17条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における</p>	<p>第17条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における</p>

改正後	改正前
<p>休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、官公署出頭休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子の看護等休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、永年勤続休暇、事故休暇、骨髄提供等に係る休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休暇、出勤困難休暇及び退勤途上休暇を承認するものとする。</p>	<p>休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、官公署出頭休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子の看護休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、永年勤続休暇、事故休暇、骨髄提供等に係る休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休暇、出勤困難休暇及び退勤途上休暇を承認するものとする。</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p><u>（子育て部分休暇）</u></p>	
<p><u>第17条の2 任命権者は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業を請求できるものを除く。）が満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定により職員が子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、狛江市職員の給料等に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p>	
<p><u>3 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、別に規則で定める。</u></p>	
<p>（介護休暇）</p>	<p>（介護休暇）</p>
<p><u>第18条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係</u></p>	<p><u>第18条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係</u></p>

改正後	改正前
<p>の相手方又は二親等内の親族（以下「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（第17条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（介護部分休業）</p> <p>第18条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者等で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「介護部分休業」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、狛江市職員の給料等に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>3 介護部分休業に関しその期間その他の必要な事項は、別に規則で定める。</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 組合休暇に関しその期間その他の必要な事項は、別に定める。</p>	<p>の相手方又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（介護部分休業）</p> <p>第18条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「介護部分休業」という。）を承認するものとする。</p> <p>2 前条の規定により職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、狛江市職員の給料等に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>3 介護部分休業に関しその期間及びその他の必要な事項は、別に規則で定める。</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第21条 任命権者は、職員がその配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第22条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第21条 (略)</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 17 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 9 条 <u>狛江市職員の給料等に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号。以下この条において「給与条例」という。）第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 5、第 13 条から第 14 条の 3 まで</u></p>	<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 9 条 <u>給与条例第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 5、第 13 条から第 14 条の 4 まで並びに第 17 条及び第 18 条の 4 の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p>

改正後	改正前
<p>及び第17条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当」とし、給与条例第18条第2項中「100分の125.0」とあるのは「<u>100分の80.0</u>」とし、給与条例第18条の4第2項中「100分の125.0」とあるのは「<u>100分の112.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び<u>特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第18条第2項中「100分の125.0」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定任期付職員に対する勤勉手当の新設等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 18 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(徴収の方法) 第10条 (略) 2 前項の規定による普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、 <u>原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法によるものとする。</u>	(徴収の方法) 第10条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の普通徴収を原則口座振替とすることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 19 号

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第 6 条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「<u>食事療養標準負担額相当額</u>」という。）を除く。）を助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第 6 条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「<u>食事療養標準負担額</u>」という。）を除く。以下「<u>対象者負担額</u>」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成す</p>

改正後	改正前						
<p>2 (略)</p> <p>(食事療養標準負担額相当額の支払方法)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、<u>第6条第1項に規定する食事療養標準負担額相当額を</u>、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一部負担金相当額の支払方法)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、<u>別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を</u>、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p><u>別表 (第6条関係)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一部負担金相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">入院、調剤及び訪問看護に係る医療費</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあっては、その満たない額</u></p>	区分	一部負担金相当額	入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円	通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）	200円
区分	一部負担金相当額						
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円						
通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）	200円						

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し、狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証の交付に係る事務その他必要な準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第6条及び第8条の規定は、令和7年10月1日以後

の療養に係る医療費の助成について適用し、令和7年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

一部負担金相当額の支払を撤廃することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 20 号

狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和 4 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第 6 条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1 月から 9 月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の 10 月 1 日から 1 年間は対象者とし<u>ない。</u></p> <p>2. 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第 6 条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場</p>

改正後	改正前
<p>合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「食事療養標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（食事療養標準負担額相当額の支払方法）</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、<u>入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する食事療養標準負担額相当額を</u>、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一部負担金相当額の支払方法）</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、<u>別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を</u>、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 第3条、<u>第4条</u>、第5条、第7条、第9条及び第11条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

改正後	改正前						
	<p><u>別表（第6条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一部負担金相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院、調剤及び訪問看護に係る医療費</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあっては、その満たない額</p>	区分	一部負担金相当額	入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円	通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）	200円
区分	一部負担金相当額						
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円						
通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）	200円						

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行し、令和5年以前の所得に係る所得制限については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に際し、狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証の交付に係る事務その他必要な準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第6条及び第8条の規定は、令和7年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和7年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

所得制限及び対象者の一部負担金相当額の支払を撤廃することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 21 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供</p>

改正後	改正前
<p>を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	
<p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号</p>	<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2</p>

改正後	改正前
<p>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>	<p>号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>
<p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p>	<p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>
<p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p>
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 22 号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定子ども園をいう。以下</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定子ども園をいう。以下</p>

改正後	改正前
<p>同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)<u>を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</u></p>	<p>同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)<u>を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</u></p>
<p>2. <u>市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p>	
<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>
<p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保</u></u></p>	<p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規</u></u></p>

改正後	改正前
<p><u>育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>付 則</p>	<p><u>模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>付 則</p>

改正後	改正前
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 23 号

狛江市緑の保全に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市緑の保全に関する条例の一部を改正する条例

狛江市緑の保全に関する条例（平成11年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 開発事業 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「まちづくり条例」という。）第33条に規定する開発等事業、まちづくり条例第56条第1項に規定する大規模開発等事業及びまちづくり条例第67条第1項に規定する小規模開発等事業<u>その他の事業</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市は、緑地の保全等のために必要な情報収集に努め、市民等及び事業者に対して、必要な知識の普及及び意識の高揚を図る</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 開発事業 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「まちづくり条例」という。）第33条に規定する開発等事業、まちづくり条例第56条第1項に規定する大規模開発等事業及びまちづくり条例第67条第1項に規定する小規模開発等事業<u>並びにそれ以外の事業</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市は、緑地の保全等のために必要な情報収集に努め、市民等及び事業者に対して、必要な知識の普及及び意識の高揚を図る</p>

改正後	改正前
<p>ための広報活動を実施し、市民等及び事業者の提案<u>及び</u>意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保存樹木等の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 樹木等を<u>狛江市文化財保護条例(令和7年条例第 号)</u>により指定したときは、この条例で保存樹木等に指定したものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第9条 保存樹木等の所有者等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 所有者等の氏名又は住所を<u>変更</u>したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ず保存樹木等を伐採<u>する</u>とき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ための広報活動を実施し、市民等及び事業者の提案<u>並びに</u>意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保存樹木等の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 樹木等を<u>狛江市文化財保護条例(昭和47年条例第18号)</u>により指定したときは、この条例で保存樹木等に指定したものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第9条 保存樹木等の所有者等は、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。</p> <p>(1) 所有者等の氏名又は住所が<u>変更</u>したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ず保存樹木等を伐採<u>した</u>とき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）の全部改正等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 24 号

狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例

狛江市奨学資金支給条例（昭和45年条例第37号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に奨学金の支給を受ける奨学生と決定した者に係る奨学金の支給については、第 2 条、第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、当該奨学生が学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する高等学校及び高等専門学校の課程を終了するまでの間、なおその効力を有する。

提案理由

奨学資金支給の必要性が消失したことに伴い、条例を廃止するため。

議案第 25 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1・2 （略） 3 第5条の規定にかかわらず、市長は、 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食を受ける児童等</u> に係る学校給食費を徴収しないものとする。	付 則 1・2 （略） 3 第5条の規定にかかわらず、市長は、 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する学校給食を受ける児童等</u> に係る学校給食費を徴収しないものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年度の児童・生徒の学校給食費を無償化することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 26 号

狛江市文化財保護条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市文化財保護条例

狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、狛江市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の地域への愛着を育むとともに、地域文化の継承及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （4） 貝塚、集落跡、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

第 3 条 市は、文化財が地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の地域文化の向上発

展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）は、文化財の把握及び調査研究、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、文化財の保護に関する意識の向上に努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するよう努めなければならない。
- 4 文化財の所有者及び権限に基づく占有者がある場合はその占有者（以下「所有者等」という。）並びに文化財の保存に当たっている保持者及び保持団体（以下「保持者等」という。）は、文化財が地域にとってかけがえのない貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存・継承するとともに、できるだけこれを公開する等その活用に努めなければならない。
- 5 所有者等以外の者で、文化財の保存に影響のある行為をしようとする者は、法、東京都文化財保護条例（以下「都条例」という。）及び本条例に基づき、委員会が文化財の保存に関して行う指導又は助言を尊重しなければならない。
- 6 委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（指定）

第4条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録又は都条例の規定により指定されているものを除く。）のうち、市にとって特に重要なものを、次に掲げる狛江市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 狛江市指定有形文化財（有形文化財のうち指定したもの）
- (2) 狛江市指定無形文化財（無形文化財のうち指定したもの）
- (3) 狛江市指定有形民俗文化財（民俗文化財のうち指定した有形のもの）
- (4) 狛江市指定無形民俗文化財（民俗文化財のうち指定した無形のもの）
- (5) 狛江市指定史跡（記念物のうち史跡として指定したもの）
- (6) 狛江市指定名勝（記念物のうち名勝として指定したもの）
- (7) 狛江市指定天然記念物（記念物のうち天然記念物として指定したもの）

2 委員会は、前項の規定による指定をするときには、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財（以下「市指定有形文化財等」という。）の指定をするときは、所有者等。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- (2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市指定無形文化財等」という。）の指定をするときは、保持者等（解除）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定有形文化財等の指定を解除することができる。

- (1) 市指定有形文化財等が滅失したとき。

- (2) 市指定有形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市指定有形文化財等が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市指定有形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例の規定による指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定無形文化財等の指定を解除することができる。

- (1) 市指定無形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (2) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき。
- (3) 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 保持者等が市の区域外に移ったとき。
- (5) 市指定無形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例の規定による指定を受けたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示し、所有者等又は保持者等（以下「管理者」という。）に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

2 委員会は、前条の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

3 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書を委員会に返付しなければならない。

4 第4条第1項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(保存地域の認定)

第7条 委員会は、市指定有形文化財等のうち、その保存のため必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(現状変更等の制限)

第8条 市指定有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必

要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(経費の負担)

第9条 市指定有形文化財等の管理又は修理に要する経費は所有者等の負担とする。ただし、管理又は修理に多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特殊の事由があるときは、市は、その経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の保持者等に対し、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 第1項ただし書及び前項の規定により補助金を交付するときは、委員会は、その補助の条件として、管理、修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第10条 前条第1項ただし書及び第2項の補助金の交付を受ける市指定文化財の管理者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に管理者に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理、修理又は保存に関し法令に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第3項の補助の条件に従わなかったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第11条 第9条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市指定有形文化財等を有償で他人に譲渡したときは、所有者等は、当該補助金から補助による管理又は修理が行われた以後管理又は修理のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市指定有形文化財等を市に譲り渡したときその他特殊の事由があるときは、市は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

2 前項に規定する当該補助金とは、補助金の額をその市指定有形文化財等について委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日から有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た金額に相当する金額をいう。

(登録)

第12条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録又は都条例若しくは第4条第1項の規定により指定されているものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる狛江市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として狛江市文化財登録台帳に登録することができる。

- (1) 狛江市登録有形文化財（有形文化財のうち登録したもの）
- (2) 狛江市登録無形文化財（無形文化財のうち登録したもの）
- (3) 狛江市登録有形民俗文化財（民俗文化財のうち登録した有形のもの）
- (4) 狛江市登録無形民俗文化財（民俗文化財のうち登録した無形のもの）
- (5) 狛江市登録史跡（記念物のうち史跡として登録したもの）
- (6) 狛江市登録名勝（記念物のうち名勝として登録したもの）
- (7) 狛江市登録天然記念物（記念物のうち天然記念物として登録したもの）

2 委員会は、前項の規定による登録をするときには、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をするときは、所有者等。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- (2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市登録無形文化財等」という。）の登録をするときは、保持者等（抹消）

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市登録有形文化財等の登録を抹消することができる。

- (1) 市登録有形文化財等が滅失したとき。
- (2) 市登録有形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市登録有形文化財等が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市登録有形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例若しくは第4条第1項の規定による指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市登録無形文化財等の登録を抹消することができる。

- (1) 市登録無形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (2) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき。
- (3) 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 保持者等が市の区域外に移ったとき。
- (5) 市登録無形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例若しくは第4条第1項の規定による指定を受けたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。

(告示、通知及び登録書の交付等)

第14条 委員会は、第12条第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知するとともに、管理者に登録書を交付しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

2 委員会は、前条第1項及び第2項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

3 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録書を委員会に返付しなければならない。

4 第12条第1項の規定による登録並びに前条第1項及び第2項の規定による登録の抹消は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(奨励金の交付)

第15条 市は、文化財の保護を奨励するため、市登録文化財の管理者に対して、必要に応じて予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第16条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づいて定める委員会規則及びこの条例に基づいてする委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。この場合において、管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(届出事項)

第17条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等を変更したとき。

(2) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(3) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在地を変更しようとするとき。ただし、委員会規則で定める事由による場合は、届出を要せず、又は所在地を変更した後届け出ることをもって足りる。

(4) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等又は管理責任者の住所、氏名若しくは名称を変更したとき。

(5) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の保存の方法を変更したとき。

(6) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を修理又は復旧しようとするとき。

- (7) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の保存上、考慮すべき事態が予知されるとき。
- (8) 市登録有形文化財等の現状を変更しようとするとき。
- 2 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等又は相続人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。
 - (1) 保持者が住所又は氏名等を変更したとき。
 - (2) 保持者が死亡したとき。
 - (3) 保持団体が名称等を変更したとき。
 - (4) 保持団体が解散したとき。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等が変更されたときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等に関しこの条例に基づいて行う委員会の指示その他の処分に伴う旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

(報告)

第19条 委員会は、必要に応じて管理者に対し、市指定文化財及び市登録文化財の現状又は管理の状況につき報告を求めることができる。

(調査)

第20条 委員会は、文化財の保存及び活用に関し、必要があると認めるときは、管理者の同意を得て、当該文化財を調査することができる。

(保存の措置)

第21条 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等のうち、保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成若しくは保存のために必要な措置をとることができるものとする。

- 2 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保存に当たることを適当と認める者に対して、その記録の作成若しくは保存に当たらせることができるものとし、市は、その保存に要する経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 3 前項の規定により補助金を交付するときは、第9条から第11条までの規定を準用する。

(市指定文化財及び市登録文化財の公開)

第22条 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の提供を求めることができる。

- 2 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の公開を求めることができる。
- 3 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を求めることができる。
- 4 第1項の規定による提供のために要する経費は、市の負担とし、第2項及び前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 5 市は、第1項の規定により提供した所有者等又は第2項の規定により公開を行った所有者等若しくは第3項の規定により公開を行った保持者等に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。
- 6 委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が提供されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 7 委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 8 第1項の規定により提供したことに起因して、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が滅失又は毀損したときは、市は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由又は天災等による場合は、この限りでない。

(標識等の設置)

第23条 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等について、所有者等の同意を得て、標識又は説明板等を設置し、所有者等に管理させることができる。

(埋蔵文化財に関する責務)

第24条 委員会は、法第95条第1項の規定に基づき、市の区域内における埋蔵文化財包蔵地の把握及び周知に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地の損傷及び出土遺物等の散逸を防ぐために、埋蔵文化財包蔵地の所有者その他関係者に対して適切な指導又は助言を行うものとする。

- 2 委員会は、法第95条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財包蔵地の把握に必要な措置を行うとともに、市民及び関係者に協力を求めるものとする。
- 3 法第93条若しくは法第96条の届出者又は法第94条若しくは法第97条の通知者は、埋蔵文化財包蔵地の保護のために委員会が行う指導又は助言を尊重するとともに、委員会が行う必要な措置に協力するよう努めなければならない。
- 4 法第92条の届出者は、法の趣旨に基づき埋蔵文化財の適切な記録保存に努めるものとし、委員会は適切な指導又は助言を行うものとする。
- 5 委員会は、文化財認定を受け、都条例第43条の規定に基づき市の帰属となった文化財について、適切な保管と活用に努めるもの

とする。

(文化財保護審議会の設置)

第25条 法第190条第1項の規定に基づき、委員会に、狛江市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市の区域内に存する文化財の保存について、委員会の諮問に応えるとともに、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第27条 委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財等の指定及びその指定の解除。ただし、第5条第1項第4号による解除の場合を除く。
- (2) 市指定無形文化財等の指定及びその指定の解除。ただし、第5条第2項第3号及び第5号による解除の場合を除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(審議会の承認)

第28条 委員会は、次に掲げる事項については、審議会の承認を得なければならない。

- (1) 市登録有形文化財等の登録及びその登録の抹消。ただし、第13条第1項第4号による抹消の場合を除く。
- (2) 市登録無形文化財等の登録及びその登録の抹消。ただし、第13条第2項第3号及び第5号による抹消の場合を除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第29条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第30条 委員及び臨時委員は、学識経験者及び文化財に相当の見識を持つ者のうちから委員会が委嘱する。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の狛江市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により次の表の左欄に掲げる市文化財として指定されているものは、この条例による改正後の狛江市文化財保護条例（以下「新条例」とい

う。) 第4条第1項の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定文化財として指定されたものとみなす。

市重宝	市指定有形文化財
市技芸のうち工芸技術に係るもの	市指定無形文化財
市技芸のうち郷土芸能に係るもの	市指定無形民俗文化財
市郷土資料	市指定有形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第9条第1項の規定により交付されている指定書は、新条例第6条第1項の規定により交付された指定書とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条の規定により設置されている標識等は、新条例第23条の規定により設置された標識等とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第13条の規定により選任され、委員会に届出のなされている管理責任者は、新条例第16条第2項の規定により選任され、委員会に届出のあった管理責任者とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に旧条例第15条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。
- 7 この条例の施行前に、旧条例第16条の規定により、管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の補助金の返還及び有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 27 号

狛江市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>こまえみらいテラス</u>の設置及び管理に関する条例</p>	<p><u>狛江市民センター</u>の設置及び管理に関する条例</p>
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市民の自主的学習や文化活動、市民協働</u>を育み、連帯感に支えられた豊かな<u>まち</u>づくりに資するため、<u>こまえみらいテラス</u>の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>狛江市民の自主的学習、文化活動</u>を育み、連帯感に支えられた豊かな<u>町</u>づくりに資するため、<u>狛江市民センター</u>（以下「市民センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>こまえみらいテラス</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 <u>こまえみらいテラス</u> 位 置 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>市民センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 <u>狛江市民センター</u> 位 置 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号</p>
<p>(施設の構成)</p> <p>第 3 条 <u>こまえみらいテラス</u>は、次の各号に掲げる施設及び機能をもって構成し、狛江市教育委員会が管理する。</p>	<p>(施設の構成)</p> <p>第 3 条 <u>市民センター</u>は、次の各号に掲げる施設をもって構成し、狛江市教育委員会が管理する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 狛江市立中央図書館<u>図書コーナー</u></p> <p>(3) <u>狛江市市民活動支援センター</u></p> <p>(管理運営の原則)</p> <p>第5条 <u>こまえみらいテラス</u>を構成する施設は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮されるように管理運営されなければならない。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 狛江市立中央図書館</p> <p>(管理運営の原則)</p> <p>第5条 <u>市民センター</u>を構成する施設は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮されるように管理運営されなければならない。</p>

付 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

提案理由

狛江市民センター新名称を規定するとともに、施設の構成に狛江市立中央図書館図書コーナー及び狛江市市民活動支援センターを規定すること等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 28 号

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 7 条関係） 狛江市立公民館施設使用料				別表第 2（第 7 条関係） 狛江市立公民館施設使用料			
施設名	室名	使用区分	使用料（1 区分） （単位：円）	施設名	室名	使用区分	使用料（1 区分） （単位：円）
狛江市立西河原公民館	暗室	-	100(50)	狛江市立西河原公民館	暗室	-	100(50)
	リハーサル室	-	200(100)		リハーサル室	-	200(100)
	茶室	-	200(100)		茶室	-	200(100)
	学習室 I	-	500(250)		学習室 I	-	500(250)

改正後				改正前			
	学習室Ⅱ	-	300(150)		学習室Ⅱ	-	300(150)
	学習室Ⅲ	-	300(150)		学習室Ⅲ	-	300(150)
	料理実習室	料理実習使用	600(300)		料理実習室	料理実習使用	600(300)
		料理実習以外使用	300(150)			料理実習以外使用	300(150)
	和室	-	400(200)		和室	-	400(200)
	視聴覚室	-	400(200)		視聴覚室	-	400(200)
	生活工芸室	-	500(250)		生活工芸室	-	500(250)
	多目的ホール	-	1,300(650)		多目的ホール	-	1,300(650)
狛江 市立 中央 公民 館	講座室	-	700(350)	狛江 市立 中央 公民 館	第一会議室		300(150)
	和室	-	400(200)		第二会議室		300(150)
	多目的室1	-	500(250)		第三会議室		200(100)
	多目的室2	-	100(50)		第四会議室		600(300)
	多目的室3	-	100(50)		和室		300(150)
	多目的室4	-	200(100)		料理実習室	料理実習使用	800(400)

改正後			改正前		
多目的室 5	-	200(100)		料理実習以外使用	400(200)
多目的室 6 (ティーンズ グループ 1)	-	300(150)	美術工芸室	美術工芸室のみ使用	400(200)
多目的室 7 (ティーンズ グループ 2)	-	300(150)		陶芸窯を同時使用	200(100)
ホール	-	1,200(600)	視聴覚室		600(300)
パフォーマンス スタジオ 1	-	600(300)	講座室		600(300)
パフォーマンス スタジオ 2	-	400(200)	ホール		1,000(500)
サウンドス タジオ	-	300(150)			
キッチンス	料理実習室使用	800(400)			

改正後				改正前			
	タジオ	料理実習以外使用	400(200)				
	クラフトスタジオ	-	300(150)				
別表第3 (第7条関係) 狛江市立公民館施設使用料 (目的外)				別表第3 (第7条関係) 狛江市立公民館施設使用料 (目的外)			
施設名	室名	使用区分	使用料 (1区分)	施設名	室名	使用区分	使用料 (1区分)
			(単位:円)				(単位:円)
狛江市立西河原公民館	暗室	-	1,000	狛江市立西河原公民館	暗室	-	1,000
	リハーサル室	-	2,000		リハーサル室	-	2,000
	茶室	-	2,000		茶室	-	2,000
	学習室Ⅰ	-	5,000		学習室Ⅰ	-	5,000
	学習室Ⅱ	-	3,000		学習室Ⅱ	-	3,000
	学習室Ⅲ	-	3,000		学習室Ⅲ	-	3,000

改正後				改正前			
狛江市立中央公民館	料理実習室	料理実習使用	6,000	料理実習室	料理実習使用	6,000	
		料理実習以外使用	3,000		料理実習以外使用	3,000	
	和室	-	4,000	和室	-	4,000	
	視聴覚室	-	4,000	視聴覚室	-	4,000	
	生活工芸室	-	5,000	生活工芸室	-	5,000	
	多目的ホール	ホール全部使用	13,000	多目的ホール	ホール全部使用	13,000	
		舞台又は客席のみ使用	6,500		舞台又は客席のみ使用	6,500	
	展示ギャラリー	-	展示期間は2週間を限度とし、1日につき、10,500円とする。	展示ギャラリー	-	展示期間は2週間を限度とし、1日につき、10,500円とする。	
	講座室	-	7,000	狛江市立中央公民館	第一会議室	-	3,000
	和室	-	4,000		第二会議室	-	3,000
多目的室1	-	5,000					
多目的室2	-	1,000					

改正後				改正前			
	多目的室 3	-	1,000	館	第三会議室	-	2,000
	多目的室 4	-	2,000		第四会議室	-	6,000
	多目的室 5	-	2,000		和室	-	3,000
	多目的室 6 (ティーンズ グループ 1)	-	3,000		料理実習室	料理実習使用	8,000
	多目的室 7 (ティーンズ グループ 2)	-	3,000			料理実習以外使用	4,000
	ホール	-	12,000		美術工芸室	美術工芸室のみ 使用	4,000
	パフォーマンス スタジオ1	-	6,000			陶芸窯を同時に 使用	2,000
	パフォーマンス スタジオ2	-	4,000		視聴覚室	-	6,000
	サウンドス	-	3,000		講座室	-	6,000
						ホール	-

改正後			改正前
タジオ			
キッチンス タジオ	料理実習室使用	8,000	
	料理実習以外使用	4,000	
クラフトス タジオ	-	3,000	

付 則

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

室名及び使用料を改めること等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 29 号

図書館書架等製作家具の購入（市民センター初度備品）契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 図書館書架等製作家具の購入（市民センター初度備品）
- 2 納入場所 狛江市民センター
- 3 契約金額 金 97,900,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 8,900,000円）
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 東京都千代田区神田駿河台三丁目5番地
キハラ株式会社
代表取締役 木原 一雄

令和7年2月19日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 1 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市
氏名・年齢	石川 慶一郎 ・ 60歳

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため。